第四条

条約第六条1を次のように改める。

1　一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得（農業又は林業から生ずる所得を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第五条

条約第九条を次のように改める。

第九条

1　次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

(a)　一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

(b)　同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

2　一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を1の規定により当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であつたとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であることに合意するときは、当該他方の締約国は、その合意された利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たつては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払う。

3　1の規定にかかわらず、締約国は、1に規定する状況において、当該締約国の法令に規定する期間制限が満了した後は、当該締約国の企業の利得の更正をしてはならず、また、当該期間制限が満了したか否かにかかわらず、当該締約国の当該企業の利得として更正の対象となつたとみられる利得に係る課税年度の終了時から七年を経過した後は、当該締約国の当該企業の当該利得の更正をしてはならない。この3の規定は、不正に租税を免れた利得については、適用しない。

第六条

条約第十条を次のように改める。

第十条

1　一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　1に規定する配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a)　当該配当の受益者が、当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通じ、次の(i)又は(ii)に掲げる株式を直接又は間接に所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント

(i)　当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合には、当該配当を支払う法人の議決権の十パーセント以上に相当する株式

(ii)　当該配当を支払う法人がスイスの居住者である場合には、当該配当を支払う法人の発行済株式又は議決権の十パーセント以上に相当する株式

(b)　その他のすべての場合には、当該配当の額の十パーセント

3　2の規定にかかわらず、配当に対しては、当該配当の受益者が一方の締約国の居住者であり、かつ、次の(a)又は(b)の規定に該当する場合には、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国においては、租税を課することができない。

(a)　当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通じ、次の(i)又は(ii)に掲げる株式を直接又は間接に所有する法人

(i)　当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合には、当該配当を支払う法人の議決権の五十パーセント以上に相当する株式

(ii)　当該配当を支払う法人がスイスの居住者である場合には、当該配当を支払う法人の発行済株式又は議決権の五十パーセント以上に相当する株式

(b)　年金基金又は年金計画（当該配当が、第三条1(k)(ii)に規定する活動に関して取得されたものである場合に限る。）

4　2及び3の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

5　この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその分配を行う法人が居住者とされる締約国の租税に関する法令上株式から生ずる所得と同様に取り扱われる所得をいう。

6　1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7　一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設又は固定的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

8　一方の締約国の居住者が株式その他これに類する持分に関して他方の締約国の居住者から配当の支払を受ける場合において、次の(a)及び(b)に規定する事項に該当する者が当該配当の支払の基因となる株式その他これに類する持分と同等の当該一方の締約国の居住者の株式その他これに類する持分を有していないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当該配当の支払の基因となる株式その他これに類する持分の発行を受け、又はこれを所有することはなかつたであろうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該配当の受益者とはされない。

(a)　当該他方の締約国の居住者が支払う配当に関し、当該一方の締約国の居住者に対してこの条約により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。

(b)　いずれの締約国の居住者でもないこと。